

平成20年3月13日

平成20年

第2回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成20年第2回教育委員会臨時会会議録

平成20年3月13日午後5時30分大田区教育委員会臨時会を開催した。

1 出席委員

渡 邊 盛 雄 委 員	委員長
高 山 美 智 子 委 員	委員長職務代理者
野 口 和 矩 委 員	
細 島 徳 明 委 員	教育長

計 4 名

2 出席した職員

教育委員会事務局次長	佐 藤 喜美男
庶務課長	平 山 政 雄
学務課長（私学行政担当課長兼務）	清 水 耕 次

計 3 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会
会議規則第3条により、第2回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、
次のとおりである。

委員長 渡邊 盛雄

○委員長

ただいまから、平成20年第2回教育委員会臨時会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。会議録署名委員に細島教育長を指名する。

日程第1 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○学務課長

大田区立小池小学校の指定校変更不許可処分に係る異議申立について報告をする。

平成20年3月5日の第1回臨時会において、本件についてのご審議をいただいた結果、棄却の決定がされた。これに基づき、本件に関わる通知書と決定書を作成したので、ご確認いただきたい。

○委員長

ただいまの報告に質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「議案審議」

○委員長

第14議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第14号議案「大田区立久原小学校の指定校変更不許可処分に係る異議申立について」について説明する。

認定事実を報告する。平成19年12月19日付で教育委員会として申立人が保護する児童に対して、就学する学校を大田区立松仙小学校と指定をし通知をした。通知には就学の期日、就学指定校の他、指定校変更申請の手続きの方法等を記載した。また手続きに関する記述の中に不許可の場合があることも記載している。

久原小学校の平成20年度新1年生の受入児童数は、学校の施設規模の関係から通学区域内の児童のみとし、指定校変更申請による受け入れは行わないこととしていた。そのことについては、事前に大田区報、ホームページ等に掲載したほか、指定校変更の受付会場においても掲示をし、さらに申請者の一人ひとりに対して、同内容を記載した案内文を配付している。

申立人は、平成20年1月5日(土)に久原小学校への指定校変更申請を行い、教育委員会は受理をしている。その際、通学区域外の児童の受入は行わない旨の説明を行うとともに結果通知については2月中旬となることを説明をしている。

それに従って、教育委員会は2月15日に本申請に対し、許可できない旨を決定し、同日付で通知した。

事務局の考え方を申し上げる。

申立の趣旨であるが、不許可決定を取消し、久原小学校への指定校変更を求めるものである。申立理由は6項目になっている。

申立理由①久原小学校通学区域内に新築マンション建設が続き、児童数増加が予想されたにも関わらず、教育委員会がその対策をとらなかった ②すでに久原地区に居住するものより後から居住するかもしれない久原小学校通学区域内の児童を優先することは理不尽である、この2点に対する事務局の見解を申し上げる。大田区は通学区域を定め、住所に基づき学校指定する指定校制度をとっている。通学区域内の児童数の把握に努めており、通学区域内の児童は責任を持って受け入れている。

申立理由③同じ番地で久原小学校に指定校変更を許可されている児童がいるにも関わらず、今回許可されないのは整合性に欠ける。久原小学校に指定校変更を希望する児童の受入の規制については、平成16年度新1年生、現4年生から実施した。現在の5・6年生については対象となっていない。また現4年生については、通学区域内及び指定校変更を希望する児童を合わせた児童数が規制分母に満たなかったため、指定校変更を希望する全員を受け入れた経過がある。申立人の同番地に居住する児童については、現5・6年生が各1名、現4年生が4名となっている。なお、今回、久原小学校への指定校変更を認めないことは、さまざまな形で周知をしている。

申立理由④久原小学校は、自宅から一直線の位置にあり通学が安全である。各大田区立小学校では、交通安全教室の開催・防犯ブザーの携帯等、登下校時の児童の安全には留意をしている。入学当初は、下校時に教員等が引率して方面別に児童を送る等の配慮をしている。

申立理由⑤通学区域に内にマンションを借りて住民票を移している者が少なくない。これについては、希望校への入学を目的に住所を偽って入学したことが判明した場合には、直ちに転校をしていただいている。

申立理由⑥当初より指定校変更を認めないことを教育委員会は決定をしており、本件通知書にある「慎重に審査した結果、ご要望に応じられない旨の結果となりました」は、全て結果ありきで、慎重に審査は行われていない。これについては、久原小学校通学区域内の児童数119名と確認した上で、昨年12月19日に就学通知書を送付している。また結果通知書の発送前日、平成20年2月14日には入学予定の新1年生の児童数を110名と確認した上、結果通知を送付している。

教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、審査基準を定め基準を一律に適用するのではなく、個々の申請理由を総合的に判断し個々に決定するとしている。その大前提として、許可は学校施設の収容能力及び学級編成に問題がないこととしている。久原小学校の19年度の学級数は22学級であり、施設規模は普通教室18教室、特別教室13教室の保有となっている。現在特別教室2教室とオープンスペース2か所を普通教室に転用して対応している。従って余裕のない状況であり、平成19年度に卒業する6年生が3学級であることから、20年度の新1年生は3学級以内とさせていただいている。平成20年2月14日現在の久原小学校入学決定児童数は110名、3学級であり、今後の転入者等を考慮すると判断に誤りはなかったものとする。

そのため、事務局としては、本申立について理由がなく行政審査法第47条第2項に基づき、異議申立を棄却していただくことが妥当であるとする。

○委員長

本日欠席の櫻井委員からの本件への意見書が提出されているので、手元に配付した。ただいまの説明に質問、意見のある方はいるか。

○教育長

申立理由を厳密に読んだ。その上で、申立には合理的な理由がないと判断した。よって本件については、棄却としていただきたい。

○高山委員

同意見である。

久原小学校については、通学区域外の方は入学できないと以前から周知をしていた。

○野口委員

櫻井委員の意見書を読んだが、事務局とほとんど同じ見解であり、私も同様に考える。
本人には、どのような形で通知するのか。

○学務課長

本日ご審議いただいた内容を基に、決定書を作成し申立人に送付する。

○委員長

私も櫻井委員と同意見であり、棄却が相当かと考える。
他に意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、「大田区立久原小学校の指定校変更の不許可処分に係る異議申立について」申立を棄却するものと決定する。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

事務処理のため、5分間休憩とする。

(休 憩)

○委員長

これより臨時会を再開する。
それでは学務課長、報告を求める。

○学務課長

これより、決定文書の案を配付する。内容の確認をお願いする。
このような主文とし、棄却として申立人に通知する。

○委員長

これをもって第2回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後5時52分閉会)